

川越市保育ステーション事業運営業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

川越市保育ステーションは、「川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、子育て安心施設※「すくすくかわごえ」の機能の一つとして、保育の利用に係る送迎に困難を抱える家庭の利便性の向上及び子育てをする家庭への支援の推進を図るための施設である。

朝夕の1日2回、朝は保育ステーションから指定の保育所等（以下、「指定保育所等」という。）へ、夕方は指定保育所等から保育ステーションへ児童を送迎するとともに、保護者が迎えに来るまで児童を預かる、いわゆる送迎保育を実施する。また、日中は乳幼児の一時預かりを実施する。

※川越市保育ステーション事業運営業務委託仕様書（以下、「仕様書」）「3 委託場所」を参照

2. 事業の概要

- (1) 事業名称 川越市保育ステーション事業運営業務委託
- (2) 事業内容 仕様書のとおり。ただし、仕様書に定めのない事項であっても、当該業務の効果が上がると判断されるものについては、積極的に提案をすること。
- (3) 委託期間 契約日から令和12年3月31日まで
- (4) 事業費限度額 221,800,000 円（内取引に係る消費税及び地方消費税の額は0円）
ただし、令和8年度は0円、令和9年度は年 71,200,000 円、令和10年度は年 73,900,000 円、令和11年度は年 76,700,000 円を限度額とする。なお、年度別の事業費限度額の増額は、物価等の上昇を想定したものである。
※消費税及び地方消費税は、消費税法基本通達 6-7-5(2)「第二種社会福祉事業」及び同通達 6-7-7 の2「保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等」に該当するため、非課税とする。

3. 担当課 こども未来部 保育課 入所担当

所在地 〒350-8601

埼玉県川越市元町1-3-1 川越市役所3階

電話番号：049-224-5827（直通）

F A X：049-223-8786

メール：hoiku★city.kawagoe.lg.jp

（★は@に変換して使用してください）

ホームページ：h t t p s://www.city.kawagoe.saitama.jp

（https は小文字に変換して使用してください）

4. 参加資格

本件に参加しようとする者は、川越市契約規則（昭和 49 年規則第 21 号）を遵守した上、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 川越市競争入札参加者の資格等に関する規程（平成 6 年告示第 351 号）に基づく令和 7・8 年度川越市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。ただし、名簿に登載されていない者であっても、必要書類を公募型プロポーザル参加申込書（様式 1）に添付し、参加することができる。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、川越市における一般競争入札等の参加を制限されている法人に該当しない者であること。
- (3) 本業務委託の公告の日から業務委託契約締結の日までの間のいずれかの日においても、川越市建設工事等の契約に係る入札参加停止の措置要綱の規定に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可が確定した者を除く。）でないこと。
- (5) 川越市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていないこと。
- (6) 法人又は法人が運営する施設について、過去 3 年間に於いて、法令に基づく改善の命令、事業停止又は業務停止等の処分を受けていないこと。また、直近に実施された官庁の監査、指導検査等において重大な文書指摘を受けていないこと。ただし、文書指摘を受けていた場合であっても、適正な改善報告がなされている場合を除く。
- (7) 納付すべき法人税、消費税及び地方消費税に未納がないこと。
- (8) 川越市内に本店又は支店がある場合は、納付すべき市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税及び都市計画税に未納がないこと。
- (9) 公募の開始時に於いて、現に次の施設または事業のいずれかを運営している法人であること。
 - ① 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 7 項に規定する一時預かり事業
 - ② 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業
 - ③ 児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業
 - ④ 児童福祉法第 6 条の 3 第 23 項に規定する乳児等通園支援事業
 - ⑤ 児童福祉法第 35 条第 3 項または第 4 項の規定により設置された保育所
 - ⑥ 児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る）

- ⑦就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園
- ⑧学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園
- ⑨「多様な保育促進事業の実施について」（令和6年3月30日こ成保第179号こども家庭庁成育局長通知）別添5広域的保育所等利用事業実施要綱に定める、こども送迎センター事業
- (10) 法人全体の財務内容について、直近の会計年度の末日において、債務超過となっておらず、直近3年間の会計期間において、3期連続して損失を計上していないこと。
- (11) 川越市の子育て施策及び保育行政を理解し、市が行う保育行政に積極的に協力できること。
- (12) 保育ステーションを利用する児童及び保護者の利益や満足を最優先に考えること。

5. 選考スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール（概要）は、以下のとおり。

	内容	期間等
参加資格審査	公募の開始	令和8年10月1日（木） ※市ホームページにて、提出書類等のダウンロードが可能。 ※書類等の直接配布は、川越市保育課にて同日より開始。（土日祝日を除く午前9時から午後4時まで）
	参加申込	令和8年10月1日（木）午前9時から同年10月16日（金）午後4時まで（土日祝日を除く（郵送の場合は必着））
	資格審査に関する質問の受付	令和8年10月1日（木）午前9時から同年10月7日（水）午後4時まで ※電子メール送信後、川越市保育課に送信確認の電話をすること。 ※質問の回答は、同年10月13日（火）に川越市ホームページにおいて公開する。
	参加資格の確認結果の通知	令和8年10月22日（木）に電子メール及び書面にて通知する。

	内容	期間等
本 審 査	本審査に関する 質問の受付	令和8年10月1日（木）午前9時から同年10月16日（金） 午後4時まで ※電子メール送信後、川越市保育課に送信確認の電話をすること。 ※質問の回答期日は、7(3)を参照のこと。
	企 画 提 案 書 の提出	令和8年10月23日（金）午前9時から同年10月30日（金） 正午まで（土日祝日を除く）（郵送の場合は必着） ※企画提案書は書類提出のほか、電子データ（PDF形式）の提出が必要。
	（一次） 書類審査	企画提案書の提出者が5者を超える場合は、書類審査を行い、その結果を令和8年11月6日（金）に電子メール及び書面にて通知する。
	（二次） ヒアリング審査	令和8年11月20日（金）にヒアリング審査を実施する。ヒアリング審査の時間等の詳細は、令和8年11月6日（金）に電子メール及び書面にて送付する。
契約締結		令和8年12月下旬を予定。

6. 参加申込

本件に参加する意思がある場合は、次の書類を提出すること。

①	公募型プロポーザル参加申込書（様式1）
②	業務経歴書（様式2）
③	直近の県等指導監査部門による指導監査結果報告書及び改善結果報告書(写し可)
④	直近3箇年の財務諸表（写し可）
⑤	公募型プロポーザル参加資格審査申請書（様式A） ※ 代理人を置く場合には委任状（様式B）を提出すること。
⑥	経営規模等総括表（様式C）
⑦	納税証明書（写し可） ア 納税証明書（その3の3） イ 納税証明等申請書兼証明書（様式D） （イは市内本店又は市内営業所が参加する場合のみ提出） ※ 代理人を置く場合には委任状（様式E）を提出すること。
⑧	履歴事項（全部）証明書（写し可）

(1) 受付期間

令和8年10月1日(木) 午前9時から同年10月16日(金) 午後4時まで(土日祝日を除く、郵送の場合は必着)

(2) 提出方法

上記①から⑧までの書類(令和7・8年度川越市競争入札参加資格者名簿に登載されている場合には、上記①から④までの書類)に必要事項を記入し、川越市保育課に持参又は郵送により提出すること(持参の場合は事前に連絡すること)。

(3) 参加資格の確認

提出書類に基づき、参加資格の確認を行う。参加資格の確認結果は、令和8年10月22日(木)に、参加申込みをした全ての事業者に対し、電子メール及び書面にて通知する。

7. 質問の受付

本件に関して質問がある場合は、「質問票(様式3-1または様式3-2)」を提出すること。

(1) 受付期間

①資格審査に関する質問

令和8年10月1日(木) 午前9時から同年10月7日(水) 午後4時まで(土日祝日を除く。次の②も同じ。)

②本審査に関する質問

令和8年10月1日(木) 午前9時から同年10月16日(金) 午後4時まで

(2) 提出方法

「質問票(様式3-1または様式3-2)」に必要事項を記入し、電子メールに添付して川越市保育課に提出すること。電子メールの表題は、「公募型プロポーザル質問(事業者名)」とする。電子メール送信後、川越市保育課に送信確認の電話をすること。電子メール以外での質問(電話での問い合わせ等)に対しては、回答を行わない。

(3) 回答

(1)①の質問

令和8年10月13日(火)に川越市ホームページにおいて公開する。

(1)②の質問

- ア. 令和8年10月1日(木) 午前9時から同年10月7日(水) 午後4時までに受け付けた質問 令和8年10月13日(火)に川越市ホームページにおいて公開する。
- イ. 令和8年10月7日(水) 午後4時から同年10月16日(金) 午後4時までに受け付けた質問 令和8年10月22日(木)に川越市ホームページにおいて公開する。

8. 企画提案等の提出

参加事業者は、選考に必要な次の書類（以下、「提出書類」という。）を持参又は郵送により提出すること（持参の場合は事前に連絡をすること）。なお、提案は1者につき1つの提案に限る。

	提出書類	様式の種類	備考
①	企画提案書等提出書	様式 4	代表者印を押印すること
②	誓約書	様式 5	
③	実施体制調書	様式 6	
④	職員配置予定表	様式 7	配置予定職員が未定であっても記入すること
⑤	配置予定者調書	様式 8	
⑥	業務工程表	様式 9-1 ～9-4	
⑦	企画提案書	様式 10-1 ～10-14	各様式とも、A4判1ページ以内とする
⑧	見積書	様式 11-1 ～11-10	下記備考欄4を参考に記入すること
	備考 1 提出書類は、日本工業規格によるA4判の規格によることとし、全て片面で印刷したものを10部提出すること。 2 ③～⑦の書類について、作成事業者を特定できる内容の記述をしないこと。 3 企画提案書（様式 10-1～10-14）は、書類提出のほか、電子メールに添付して提出すること。電子メールの表題は、「プロポーザル企画提案書（事業者名）」とすること。電子メール送信後、川越市保育課に送信確認の電話をすること。 4 見積書（様式 11-1～11-10）の項目・内訳は、人件費（保育士、補助員、運転手、事務員、調理員等の別）、車両費、食材費、保険料、通信費、消耗品費等について記入すること。また、年度別に作成すること。		

(1) 提出期間

令和8年10月23日（金）午前9時から同年10月30日（金）正午まで
（土日祝日を除く、郵送の場合は10月30日（金）必着）

9. 選考方法

選考は、本市が設置する審査委員会が、別紙「川越市保育ステーション事業運営業務委託公募型プロポーザル評価基準表（以下、「評価基準表」という。）」に基づき、書類及びヒアリング審査により行う。なお、企画提案書の提出者が5者を超えた場合には、業務の実績、企画提案書等を審査し（書類審査）、上位5者をヒアリング審査の対象とする。書類審査を

行った場合は、令和8年11月6日（金）に審査結果を電子メール及び書面にて通知する。

ヒアリング審査は、提案についてプレゼンテーションを行うこととする。その際、プレゼンテーションの出席者は3名以内とする。プレゼンテーションの時間は20分以内で、その後質疑応答（10分程度）を行う予定である。

ヒアリング審査の実施は、令和8年11月20日（金）を予定としている。時間等の詳細は、令和8年11月6日（金）に企画提案書等の提出を行った参加事業者に電子メール及び書面にて通知する。

(1) 評価

評価は、評価基準表により行う。ヒアリング審査による評価の合計点が最上位の者を優先交渉権者に決定し、次に得点の高かった者を、次点の優先交渉権者として決定する。最高得点の者が複数となった場合は、審査委員会が決定する。

なお、選考に当たり、審査委員会において最低基準を設ける。また、参加事業者が1者の場合も選考を行うが、最低基準を満たさなかった場合は、再度公募を行うものとする。優先交渉権者が何らかの理由により、契約締結に至らなかった場合には、次点の者を優先交渉権者とする。

(2) 選考結果

選考結果は、後日、ヒアリング審査に参加した事業者に電子メール及び書面にて通知する。

(3) その他

- ① ヒアリング審査にパソコン、プロジェクター等を使用する場合は、川越市保育課に事前に連絡のうえ、相談すること。この場合において、パソコン（Windows）、プロジェクター、スクリーン、レーザーポインターは市が用意する（その他の機器が必要な場合は参加事業者が用意する）。また、ヒアリング審査で使用する電子データは、市の指定する日までに、市の指定する様式にて提出すること。
- ② ヒアリング審査当日はパワーポイント等のデータを持参し、それを用いてプレゼンテーションをすることを可能とする。ただし、企画提案書の内容に沿ったものとし、企画提案書の範囲を超えたり、企画提案書の差し替え等は認められないため、注意すること。
- ③ ヒアリング審査の場において、参加事業者名が特定可能な内容の表現（参加事業者名、参加事業者のロゴ、標語等の表示等）はしないこと。
- ④ 審査委員会での選考は、非公開とする。また、選考結果に対する問い合わせ及び異議申立ては、受け付けない。

10. 結果の公表

選考結果は、川越市ホームページで公表する予定である。

11. 契約の締結

本業務の優先交渉権者に選定された者は、企画提案書に沿って、その詳細を本市と協議のうえ、契約に必要な書類を揃え、契約を締結するものとする。

12. 参加事業者の失格

参加事業者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに提出書類に不足があった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が事業費限度額（年度別事業費限度額含む）を超えている場合
- (5) ヒアリング審査に参加しなかった場合
- (6) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定める場合のほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査委員会委員長が失格であると認めた場合

13. その他留意事項

- (1) 本件に要する費用は、すべて参加する事業者の負担とする。
- (2) 提出書類を市が受理した後の修正又は変更は認めない。川越市と契約する事業者は、予定した管理責任者及び担当者を配置するものとし、当該管理責任者及び担当者の交代については、死亡、傷病、退職等のやむを得ない場合を除き、これを認めないものとする。
- (3) 川越市と契約を締結する事業者は、提出書類である「業務工程表（様式 9-1～9-4）」に記載する内容を基に川越市と協議を行い、決定したスケジュールに基づき業務を実施するものとし、川越市の許可なく業務工程の変更はできないものとする。
- (4) 提出書類の著作権は、参加する事業者に帰属する。ただし、川越市が本件の結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (5) 提出された書類は、返却しない。
- (6) 本件に係る情報公開請求があった場合は、川越市情報公開条例（平成 8 年条例第 15 号）に基づき提出書類の公開について判断する。
- (7) 参加申込みの後に辞退する場合は、「辞退届（様式 12）」を提出すること。